所得控除額計算一覧表				
神吸みな	Hand An Et em	控除額	控除額	
控除名	控除の詳細	町県民税	【参考】所得税	
		次の〔イ〕と〔ロ〕のい	次の〔イ〕と〔ロ〕のい	
		ずれか多い方の金額	ずれか多い方の金額	
	災害や盗難等により、本人や本	〔イ〕(損害金額ー保険	〔イ〕(損害金額-保険	
雑損控除 雑損控除	人と同一生計の配偶者、その他	等で補てんされた金	等で補てんされた金	
和1只江 亦	の親族が所有する資産に損害を	額)-総所得金額×1/	額)-総所得金額×1/	
	受けた場合の控除	10	10	
		[口]災害関連支出金額	[口]災害関連支出金額	
		-5 万円	-5 万円	
		次の計算式で求めた額	次の計算式で求めた額	
		(限度額 200 万円)	(限度額 200 万円)	
	本人や本人と同一生計の配偶 者、その他の親族のために医療 費を支払った場合の控除	(支払った医療費ー保	(支払った医療費ー保	
<b>医</b>		険金等で補てんされる	険金等で補てんされる	
区凉貝江州		額) - (次のいずれか少	額) - (次のいずれか少	
		ない方の額	ない方の額	
		〔イ〕10万円	〔イ〕10万円	
		〔口〕所得金額×5%)	〔口〕所得金額×5%)	
社会保険料	国民健康保険税、国民年金、厚			
控除	生年金保険、介護保険料等の保	支払った金額	支払った金額	
江水	険料に対する控除			
小規模企業	第1種共済契約の掛金や心身障			
共済等掛金	害者扶養共済制度の掛金を支払	支払った金額	支払った金額	
控除	った場合の控除			
	受取人のすべてを、本人や配偶			
.1. 4. / 7. 7.411	者および親族とする生命保険契			
生命保険料	約等や個人年金保険契約等の保	<b>※</b> 1	<b>※</b> 1	
控除				
	除			
	本人や本人と生計を一にする配			
地震保険料	偶者および親族が有する家屋等	W0	<b>*</b> 2	
控除	の損害保険契約等に係る地震等	<b>*2</b>		
	損害部分の保険料や掛金の控除			

寡婦控除	(一般寡婦) 次のいずれかに該当する人 (1)夫と死別またはその生死が 不明のときで、合計所得金額が 500万円以下の人 (2)夫と離別・死別またはその 生死が不明のときで、扶養して いる親族または生計を一にする 子どもがある人	26 万円	27 万円	
寡婦控除	(特定寡婦) 夫と離別・死別またはその生死 が不明のときで、扶養している 子どもがあり、合計所得金額が 500万円以下の人	30 万円	35 万円	
寡夫控除	妻と離別・死別またはその生死 が不明のときで、生計を一にす る子どもがあり、合計所得金額 が、500万円以下の人	26 万円	27 万円	
勤労学生控除	学生などで給与所得等があり、 合計所得金額が 65 万円以下で、 うち勤労によらない所得が、10 万円以下の人	26 万円	27 万円	
障害者控除	納税義務者または扶養親族が障 害者の場合	1 人につき 26 万円	1 人につき 27 万円	
障害者控除	(特別障害者) 上記障害者控除該当者のうち、 障害の程度が身体障害者手帳で 1級または2級および療育手帳 でA1またはA2の場合など	1 人につき 30 万円	1 人につき 40 万円	
障害者控除	(同居特別障害者) 特別障害者である控除対象配偶 者または扶養親族が、納税義務 者や生計を一にする親族のどな たかとの同居を常としている場 合	1 人につき 53 万円	1 人につき 75 万円	

配偶者控除 (※3)	納税義務者と生計を一にする、 合計所得金額が 38 万円以下の 配偶者がいる場合	33 万円	38 万円
配偶者控除 (※3)	納税義務者と生計を一にする、 合計所得金額が 38 万円以下で 年齢 70 歳以上の配偶者がいる 場合	38 万円	48 万円
配偶者特別 控除 (※4)	合計所得金額が 1,000 万円以下 で、生計を一にする配偶者(他 の人の扶養の親族、青・白色事 業先住者は除く)を有する場合		所得の区分に応じて最 高38万円
扶養控除 (※3)	一般(16歳以上で下記以外の人)	1 人につき 33 万円	1 人につき 38 万円
扶養控除 (※3)	特定(19歳以上23歳未満の人)	1 人につき 45 万円	1 人につき 63 万円
扶養控除 (※3)	老人(70歳以上の人)	1 人につき 38 万円	1 人につき 48 万円
扶養控除 (※3)	同居老親等 (70 歳以上で同居の 親等)	1 人につき 45 万円	1 人につき 58 万円
基礎控除	全ての人に適用されます。	33 万円	38 万円

## ※1 生命保険料控除額

生命保険料控除額=下表により計算した各保険料控除額の合計(町県民税:最高7万円、所得税:最高12万円)

## (1) 新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に係る控除額の計算

一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額について、次の表のとおり計算します。

町県民税の場合				
支払った額 控除額				
12,000 円以下	支払った額			
12,000 円超 32,000 円以下	支払った額×0.5+6,000円			
32,000 円超 56,000 円以下	支払った額×0.25+14,000円			
56,000 円超	28,000円			

所得税の場合				
支払った額控除額				
20,000 円以下	支払った額			
20,000 円超 40,000 円以下	支払った額×0.5+10,000円			
40,000 円超 80,000 円以下	支払った額×0.25+20,000円			
80,000 円超	40,000円			

### (2) 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に係る控除額の計算

一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除の控除額について、次のとおり計算します。

町県民税の場合				
支払った額 控除額				
15,000 円以下	支払った額			
15,000 円超 40,000 円以下	支払った額×0.5+7,500円			
40,000 円超 70,000 円以下	支払った額×0.25+17,500円			
70,000 円超	35,000円			
	所得税の場合			
支払った額	控除額			
25,000 円以下	支払った額			
25,000 円超 50,000 円以下	支払った額×0.5+12,500円			
50,000 円超 100,000 円以下	支払った額×0.25+25,000円			
100,000 円超	50, 000 円			

#### (3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除または個人年金生命保険料控除の控除額は、それぞれ次の(ア)および(イ)に掲げる金額の合計額(町県民税:上限 28,000 円、所得税:上限 40,000 円)となります。

- (ア)新契約の支払保険料等につき、上記 1. の計算式により計算した金額
- (イ)旧契約の支払保険料等につき、上記 2.の計算式により計算した金額

## ※2 地震保険料控除額

町県民税の場合				
区分	支払った額	控除額		
地震保険	50,000 円以下	支払った額×0.5		
地震保険	50,001 円以上	25,000円		
旧長期損害保険	5,000 円以下	支払った額		
旧長期損害保険	5,001 円以上	支払った額×0.5+2,500円		
口支别俱合体陕	15,000 円以下			
旧長期損害保険	15,001 円以上	10,000円		

地震保険料控除額

地震保険料控除 + 旧長期損害保険料控除 = 地震保険料控除額 (最高 2 万 5 千円)

所得税の場合				
区分	支払った額	控除額		
地震保険	50,000 円以下	支払った額		
地震保険	50,001 円以上	50,000円		
旧長期損害保険	10,000 円以下	支払った額		
旧長期損害保険	10,001 円以上	支払った額×0.5+5,000円		
旧女别俱舌体陕	20,000 円以下	文払うに額 < 0.5 + 5,000 円		
旧長期損害保険	20,001 円以上	15, 000 円		

地震保険料控除額

地震保険料控除+旧長期損害保険料控除=地震保険料控除額(最高5万円)

# ※3 配偶者·扶養控除

あなたと生計を一にする配偶者および親族で次の(ア)(イ)(ウ)の全てに該当する人がいる場合、配偶者・扶養控除の対象になります。

- (ア)他の納税義務者の扶養親族となっていない人
- (イ) 合計所得金額が38万円以下の人
- (ウ) 青・白色事業専従者以外の人

## ※4 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額が 380,000 円以下の場合は、配偶者特別控除の適 用はありません。

(平成 30 年度まで)

町県民税の場合				
配偶者の合計所得金額	控除額			
380,001 円以上 449,999 円以下	33 万円			
450,000 円以上 499,999 円以下	31 万円			
500,000 円以上 549,999 円以下	26 万円			
550,000 円以上 599,999 円以下	21 万円			
600,000 円以上 649,999 円以下	16 万円			
650,000 円以上 699,999 円以下	11 万円			
700,000 円以上 749,999 円以下	6 万円			
750,000 円以上 759,999 円以下	3 万円			
760,000 円以上	0円			
所得	脱の場合			
配偶者の合計所得金額	控除額			
380,001 円以上 399,999 円以下	38 万円			
400,000 円以上 449,999 円以下	36 万円			
450,000 円以上 499,999 円以下	31 万円			
500,000 円以上 549,999 円以下	26 万円			
550,000 円以上 599,999 円以下	21 万円			
600,000 円以上 649,999 円以下	16 万円			
650,000 円以上 699,999 円以下	11 万円			
700,000 円以上 749,999 円以下	6 万円			
	· /311			
750,000 円以上 759,999 円以下	3 万円			

(平成31年度から)

		納税義務者の合計所得金額					
		900 万円超 900 万円以下 950 万円以下		950 万円超 1,000 万円以下			
配偶者の 合計所得金額	給与収入換算	控除額町県民税	控除額(所得税)	控除額 町県民税	控除額(所得税)	控除額町県民税	控除額 (所得 税)
38 万円超 85 万円以下	103 万円超 150 万円以下	33 万円	38 万円	22 万円	26 万円	11 万円	13 万円
85 万円超 90 万円以下	150 万円超 155 万円以下	33 万円	36 万円	22 万円	24 万円	11 万円	12 万円
90 万円超 95 万円以下	155 万円超 160 万円以下	31 万円	31 万円	21 万円	21 万円	11 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下	160 万円超 166.8 万円未満	26 万円	26 万円	18 万円	18 万円	9 万円	9 万円
100 万円超 105 万円以下	166.8万円以上 175.2万円未満	21 万円	21 万円	14 万円	14 万円	7 万円	7 万円
105 万円超 110 万円以下	175.2 万円以上 183.2 万円未満	16 万円	16 万円	11 万円	11 万円	6 万円	6 万円
110 万円超 115 万円以下	183.2 万円以上 190.4 万円未満	11 万円	11 万円	8 万円	8 万円	4 万円	4 万円
115 万円超 120 万円以下	190. 4 万円以上 197. 2 万円未満	6 万円	6 万円	4 万円	4 万円	2 万円	2 万円
120 万円超 123 万円以下	197.2 万円以上 201.6 万円未満	3 万円	3 万円	2 万円	2 万円	1 万円	1 万円
123 万円超	201.6 万円以上	0	0	0	0	0	0